許可を要しない営業施設のうち輸入食品を取扱う施設（新法に基づいた届出業種）

			調査・監視指導	違反発見施設数	違反件数					処分件数						処分以外の処置件数	告発件数
					設備の不備	食品の取扱不良	表示基準違反		その他	営業・業務禁止命令	営業・業務停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他			
							食品衛生法	健康増進法									
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)-1	(5)-2	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		(12)	(13)
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装のみ）		27														
	食肉販売業（包装のみ）		37														
	乳類販売業		50														
	氷雪販売業																
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）		22														
販売業	弁当販売業		2														
	野菜果物販売業		3														
	米穀販売業		1														
	通信販売・訪問販売による販売業																
	コンビニエンスストア		11														
	百貨店，総合スーパー		32														
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）		24														
	その他の食料・飲料販売業		9														
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く）																
	いわゆる健康食品の製造・加工業（飲料の製造を除く）																
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）																
	農産保存食料品製造・加工業																
	調味料製造・加工業																
	糖類製造・加工業																
	精穀・製粉業																
	製茶業																
	海藻製造・加工業		1														
	卵選別包装業																
	その他の食料品製造・加工業		2														
上記以外のもの ※改正法による改正後の法第68条第3項において準用される者を含む	行商																
	集団給食施設	学校	5														
		病院・診療所															
		事業所															
		その他	4														
	器具，容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造，加工に限る）																
	露天，仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの																
	その他																
小計			230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0